

学校教育における自殺予防

あいさつ

我が国の自殺者数は平成10年以降、3万人を超える状況が続いてきましたが、平成18年に「自殺対策基本法」が成立して以降、減少傾向にあります。一方、児童生徒の自殺者数は、全体に占める割合は決して高くないものの、年間300件を超えることが多く、若干の増加傾向にあります。

このような中、本年4月1日には自殺対策基本法の一部が改正され、同法第17条3項で、学校において自殺予防に取り組むことが努力義務として盛り込まれました。

埼玉県教育委員会としても、この問題を喫緊の課題と捉えて、平成26年度から5回にわたり「自殺予防教育に関わる勉強会」を開催し、本県の学校現場にふさわしい自殺予防の在り方に関する研究協議を行ってきました。

この度、この勉強会で協議した内容を「学校教育における自殺予防」としてまとめました。本冊子は、現在各学校で行われている様々な教育活動を自殺予防の視点から改めて捉えなおし、個々の教育活動において自殺予防を実践してもらうことを目的として作成しています。

本冊子では、自殺予防の観点から、児童生徒の発達の段階に応じたねらいの下、各教科における指導や、道徳教育、健康教育、人権教育等、様々な領域での指導について整理しています。ここで取り上げている内容は、年間の指導計画を作成して取り組むことを求めるものではありません。教職員がそれぞれの立場で児童生徒と接する際に、意識してほしい観点をまとめたものとなっています。職員会議等や研修会の場等で本冊子を活用していただき、全ての教育活動が自殺予防につながるという認識を持ってもらいたいと考えます。

この「学校教育における自殺予防」が、各学校の自殺予防の取組に資するものとなることを願っています。

平成28年7月

埼玉県教育委員会教育長 関根 郁夫

目次

1 学校教育における自殺予防を取り巻く状況について	P. 1
(1) はじめに	
(2) 「学校教育における自殺予防」研究協議に係る経緯	
(3) 児童生徒の自殺対策に関する国の動き	
(4) 自殺者総数の推移	
(5) 児童生徒の自殺の状況	
(6) 自殺予防の三段階	
COLUMN 発達障害と二次的な問題	
2 子供を直接対象とする「自殺予防教育」について	P. 5
(1) 自殺予防教育の意義	
(2) 子供を直接対象とする自殺予防教育に取り組むための前提条件	
(3) 自殺予防教育の実際	
ア 適切な教育内容	
イ 関係者の合意形成	
COLUMN 若者の自尊感情について	
ウ フォローアップ体制の整備	
COLUMN 助けを求められない子供たちへの配慮	
3 各学校で改めて認識すべき自殺予防	P. 10
(1) 校内の環境づくり	
COLUMN 性的マイノリティと自殺のリスク～特有の支援と相談体制の充実～	
ア 保護者との連携	
イ 地域との連携	
COLUMN 外国人児童生徒が直面する課題	
(2) 既存の教育活動における自殺予防教育に向けた下地づくり	
(3) 自殺予防教育に向けた下地づくりを進めるにあたって	
(4) 学校における自殺予防のあり方（全体像）	
(5) 学校における自殺予防のあり方（発達の段階別）	
ア 小学校 低学年	
イ 小学校 中学年	
ウ 小学校 高学年	
エ 中学校	
オ 高等学校	
カ 特別支援学校	
キ 学校における自殺予防のあり方～領域等のねらい～	
ク 学校における自殺予防のあり方～教科・科目のねらい～	
4 個別の支援が必要の子供への特別な対応	P. 24
(1) 子供が示す危険サイン	
ア 自殺の心理	
イ 自殺のサイン	
(2) 子供が示す危険サインに気付いたときに	
ア TALKの原則	
イ 自殺の危機への対応	
ウ 地域の関係機関との連携	
5 参考資料	P. 27
(1) 自殺対策基本法の一部を改正する法律（概要）	
(2) 自殺対策基本法の一部を改正する法律（抜粋）	
(3) 子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育の手引き	
(4) 教師が知っておきたい子供の自殺予防・子供の自殺が起きたときの救急対応の手引き	
(5) 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針	
(6) 相談窓口広報カード（平成28年配布）	
(7) 相談窓口一覧	
(8) 自殺予防教育に関わる勉強会委員名簿	

1 学校教育における自殺予防を取り巻く状況について

(1) はじめに

埼玉県教育委員会では、自殺予防のあり方について検討するため、平成26年度に「自殺予防教育に関わる勉強会」を設置し、大学や文部科学省等の有識者を講師として招き、5回にわたって自殺予防に関する研究協議を行ってきました。その中で、日頃の教育活動の中でどのような視点で命の大切さ等を伝え、働きかけていったらよいか等を各教職員に改めて認識してもらう必要性を確認し、今般、「学校教育における自殺予防」を作成しました。

本冊子では、自殺予防教育の全体を理解していただくため、青少年の自殺の状況や概要、自殺予防教育の実践例を紹介しています。その上で、自殺予防の視点から各学校の教育活動を改めて捉えなおすことに大きな意味があることを踏まえ、発達の段階に応じたねらいのもと、各教科における指導や、道徳教育、健康教育、人権教育等、様々な領域での指導について整理しました。

この「学校教育における自殺予防」が各学校の自殺予防教育の取組に資するものとなるよう願っています。

(2) 「学校教育における自殺予防」研究協議に係る経緯

県教育委員会では、平成26年度に「自殺予防教育に関わる勉強会」を設置し、平成27年度までに同勉強会を5回実施して学校教育における自殺予防のあり方について検討を進めました。

第1回勉強会 平成26年5月7日（水）

講 義 「子供の自殺予防について-自殺予防教育の方向性-」
講 師 兵庫教育大大学院 学校教育研究科 教授 新井肇 氏

第2回勉強会 平成26年11月6日（木）

講 義 「自殺予防に必要な、精神医学的な知識」
講 師 さいたま子どもこころクリニック 児童精神科 医師 星野崇啓 氏

第3回勉強会 平成27年1月26日（月）

事例発表 「本校における自殺予防教育の実践」
発表者 県立草加東高等学校 教諭 田嶋真広 氏

第4回勉強会 平成27年9月17日（木）

演 題 「児童生徒の自殺予防教育の在り方について」
講 師 文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導調査官 丸山克彦 氏

第5回勉強会 平成28年2月1日（月）

講 話 「自殺予防とチーム援助」
講 師 筑波大学大学院 人間総合科学研究科 准教授 飯田順子 氏

(3) 児童生徒の自殺対策に関する国の動き

- 平成 10 年(1998 年) 年間の自殺者数が3万人を超える。
- 平成 18 年(2006 年) 自殺対策基本法施行
児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会発足 (文部科学省)
- 平成 19 年(2007 年) 児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会第一次報告
(文部科学省)
- 平成 20 年(2008 年) 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力委員会発足 (文部科学省)
- 平成 21 年(2009 年) 教師が知っておきたい子供の自殺予防 (上記研究協力委員会)
- 平成 22 年(2010 年) 子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き (上記研究協力委員会)
- 平成 23 年(2011 年) 児童生徒の自殺等に関する実態調査について (文部科学省)
- 平成 26 年(2014 年) 子供に伝えたい自殺予防等 (上記研究協力委員会)
- 平成 28 年(2016 年) 自殺対策基本法の一部を改正する法律施行

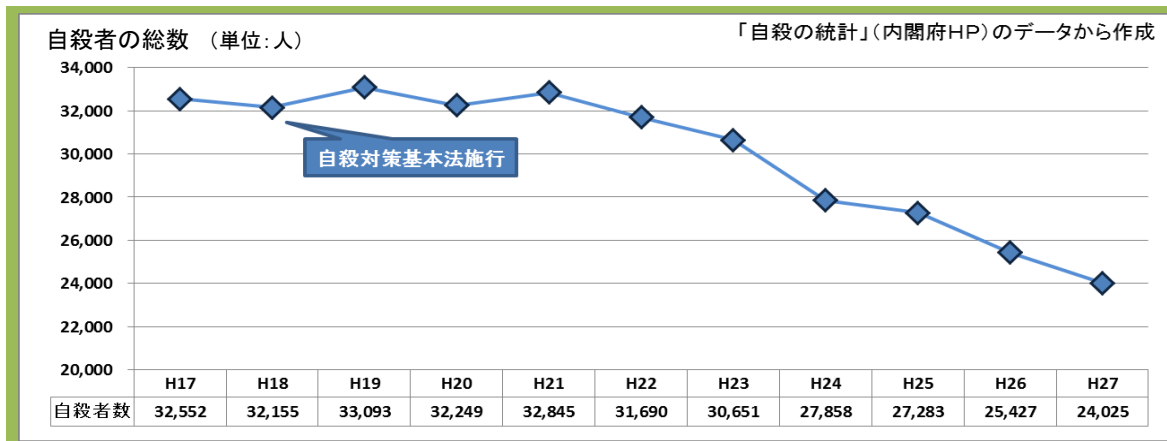
改正自殺対策基本法(平成28年4月1日施行)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

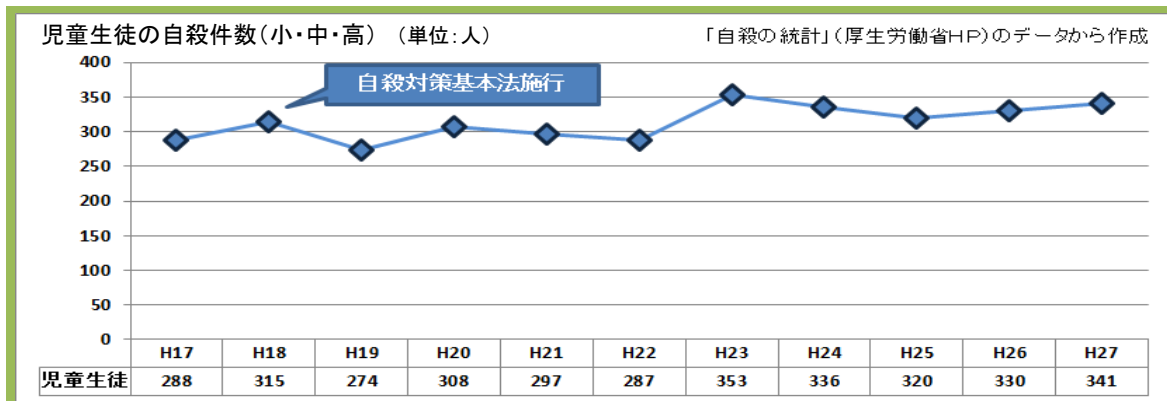
(4) 自殺者総数の推移

我が国の自殺者数は平成10年以降、14年連続で3万人を超える状況が続いてきました。平成18年には「自殺対策基本法」が成立し、国及び地方自治体の責務が明確化されました。その後、自殺者数は平成24年に15年ぶりで3万人を下回り、平成27年には24,025人まで減少しています。



(5) 児童生徒の自殺の状況

小学生から高校生までの自殺者数は全体に占める割合は決して高くありませんが、自殺対策基本法が成立した平成18年以降も年間300件を超えることが多く、全体の自殺者数が減少に転じた平成24年以降も、増加傾向を示しています。



また、年齢別の死亡原因では、自殺が10歳から14歳までで第2位、15歳から19歳まででは第1位という状況です。国際的に見ても、若い世代で死因の第1位が自殺となっているのは先進7カ国では日本だけで、その死亡率も他の国より高くなっています。

このような背景のもと、平成28年4月1日には「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が施行され、その第17条には「心の健康の保持に係る教育」が盛り込まれました。

10代~30代の死因上位3項目

年 代	第1位	第2位	第3位
10~14	悪性新生物	自殺	不慮の事故
15~19	自殺	不慮の事故	悪性新生物
20~24	自殺	不慮の事故	悪性新生物
25~29	自殺	悪性新生物	不慮の事故
30~34	自殺	悪性新生物	不慮の事故
35~39	自殺	悪性新生物	心疾患

平成27年人口動態統計から作成

(6) 自殺予防の三段階

自殺の予防はその段階により以下の3つに区分して考えることができます。

- ① 全ての人を対象にした自殺予防(予防活動)
- ② 現在危機状態にある人への対応(危機対応)
- ③ 自殺が起きた後の対応(事後対応)

自殺には、精神症状の1つとして突発的に現れるものがある一方、多くの場合何らかの前触れ、サインが示されます。そうしたことから、文部科学省では平成21年に「教師が知っておきたい子供の自殺予防」を、平成22年に「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を発行するなど、②及び③に関する施策を進めてきました。県教育委員会でも「生徒指導ハンドブック New I's」の中で、自殺予防に関する対応を紹介しています。

平成26年には①に対応する冊子「子供に伝えたい自殺予防」(文部科学省)が発行されました。全ての人を対象として自殺予防教育を行うことは、子供自らの自殺予防だけでなく、子供たちが友人等身近な人の危機に気づき、必要な援助につなげていく※ゲートキーパーになることにつながり、自殺に関わらず様々な問題の早期発見や解決も期待できます。

なお、全ての人を対象とした自殺予防教育を行う際には、その前段階として子供や学級集団の状態を把握し、必要な準備を行う必要があります。

子供の心の状態を観察、把握するための手法としては、各学校が児童生徒の実情に合わせ工夫して実施している「学校生活に関するアンケート」や、市販のアセスメント調査を活用することが考えられます。県内では、既にこのような調査を市町村単位で実施しているところもあります。

※ ゲートキーパー:悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人(内閣府資料から)

◆COLUMN 発達障害と二次的な問題

障害特性による学習面、行動面、対人関係の困難さに対して、周囲が不適切な対応を繰り返すと、失敗やつまずきの経験だけが積み重なってしまいます。そして、自己評価や自尊感情の低下を招き、適応困難、不登校や引きこもり、反社会的行動等二次的な問題が生じることがあります。一人一人の特性を踏まえた丁寧な指導が必要となります。

◆ 引用・参考文献

・生徒指導提要(文部科学省、2010)

・専門研究 B「発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究

～二次障害の予防的対応を中心に～(平成22年度～平成23年度) (国立特別支援教育総合研究所、2011)



2 子供を直接対象とする「自殺予防教育」について

(1) 自殺予防教育の意義

「子供に伝えたい自殺予防」では、子供を対象とした直接的な自殺予防教育の意義を、次のように述べています。

本冊子では、子供を直接対象として、自殺予防をどのように取り上げるかという点を解説しています。自殺に追いつめられるほど絶望した子供は多くの場合、親や教師ではなく、同世代の友人にその気持ちを打ち明けます。しかし、自殺願望を打ち明けられた子供も、どのように対応したらよいか分からずに、両者が袋小路に迷い込んでしまい、最終的な悲劇が起きる可能性も高いのです。

そこで、欧米では、子供を直接対象とした自殺予防教育を実施している国や地域があります。子供に対して自殺を話題にすると、その危険のない子まで自殺に追いやってしまう可能性はないかという不安をよく耳にします。しかし、この「寝ている子を起こすのではないか」というのは大人の不安を表しています。自殺予防に関して子供は様々なところから既に多くの情報を手に入れてしまっています。（そして、その大部分は誤った情報です）。子供は「寝ているところか」すでに「大きく目を開けている」と言ってもよいのです。したがって、自殺の危険とその対応について正しい知識を子供に与える必要があります。この世代の心の健康な発達には生涯にわたる心の健康につながるという考え方でこの種の取組が行われているのです。

「子供に伝えたい自殺予防」の「はじめに」から抜粋

(2) 子供を直接対象とする自殺予防教育に取り組むための前提条件

また、子供を対象とした直接的な自殺予防教育を実施するにあたっては、不測の事態が生じる可能性があるため、取り組むための前提条件に言及しています。

（自殺予防教育は）ある種の価値観を一方向的に押し付けるような教育となってはならないのです。あくまでも危機に陥った子供が適切な助けを得られるようにしてこそ、有効な自殺予防教育となります。次の3つの前提条件を整えたいうえで、この種の取組をすべきです。①関係者間の合意形成、②適切な教育内容、③フォローアップ体制の整備、です。たとえ、善意に基づいた取組であったとしても、このような前提条件を整えずに実施した場合には、危険な不測の事態が生じる可能性もあるので、十分な注意が必要です。

「子供に伝えたい自殺予防」の「はじめに」から抜粋

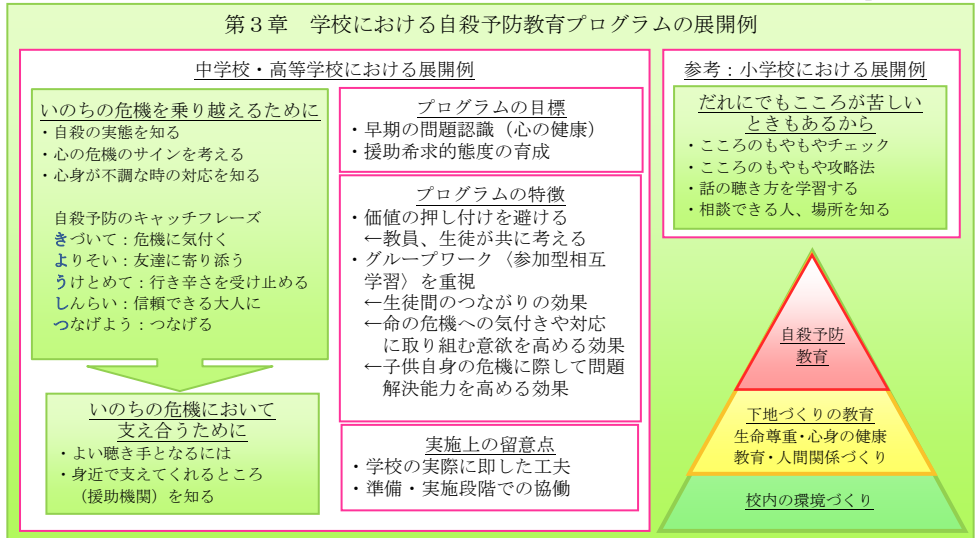
(3) 自殺予防教育の実際

ア 適切な教育内容

「子供に伝えたい自殺予防」から作図

自殺予防教育は、「早期の問題認識」と「援助希求的態度の育成」をねらいとするものです。中でも「危機に陥った際に一人で背負いこまずに乗り越える力を培うこと」、「自分自身や友人の危機に気付き、対処したり関わったりして、信頼できる大人につながることの重要性を伝えること」を強調していきます。

「子供に伝えたい自殺予防」で紹介されている、2時間程度の自殺予防教育プログラムの展開例は、次の4つの柱で構成されています。具体的な留意点は以下のとおりです。



展開例の柱	具体的な留意点
① 自殺の深刻な実態を知る。	自殺の実態を中立的な立場で示し、データそのものが事態の深刻さを表すように、子供に伝える。
② 心の危機のサインを理解する。	様々な問題を抱えることは誰にでも起こることであり、それに早い段階で気づき、適切な対策をとることで、自殺は予防可能であることを子供が理解できるようにする。
③ 心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ。	

【自殺予防教育の実施に当たって活用できるプログラム等】

- ピアサポート：児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラム。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねていく。
- ソーシャルスキルトレーニング：様々な社会的技能をトレーニングにより育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」等が目標となる。
- アサーショントレーニング：対人場面で自分の伝えたいことをしっかり伝えるためのトレーニング。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者との関わりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指す。
- ゲートキーパー研修：子供が、「悩んでいる友人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなぐ」という、ゲートキーパーとしての役割を果たせるようにするための基本的な姿勢等を身に着けることを目的とする。

展開例の柱	具体的な留意点
④ 地域の援助機関を知る。	心の病について適切に解説する。そのような病気に対して有効な治療法があり、適切な治療への導入が自殺予防につながることを子供に伝える。

このプログラムの実施にあたっては、「子供が自分自身を他者から援助を得る価値のある存在と認識」し、「周囲に一定以上の信頼感を持っている」ことが前提となります。

自殺の危険が高まる背景に「無価値感」や「孤立」といったキーワードが挙げられますので、児童生徒のこういった感情への配慮が必要です。具体的には次の2点に留意することが大切です。

- ① **価値の押し付けを避ける**: 例えば「いのちは大切」といった価値観を一方的に与えることは、「いのちを大切にできない自分はダメな存在」と自らを責め、より一層自尊感情を低めてしまう恐れがあります。教師と子供と一緒に自殺や死の問題について考えることをとおして、子供に寄り添うことが重要です。
- ② **グループワークを重視する**: 子供たちが集団活動を伴う体験的な学習を通じて、自分とは異なる思いや考え方に触れることで、多様性を認め合い、仲間との絆を深めることに繋がります。また、外部の様々な人々と直接的なふれあいを持つことは、人とのつながりを実感することにつながります。

米国における子供に対する自殺予防教育のキーワード (ACT)

Acknowledge : Listen to your friend, don't ignore threats.

(気付く : よく聴いて、危険性を過小評価しないで)

Care : Let your friend know you care.

(かかわる : 心配していることを伝えて)

Tell : Tell a trusted adult that you are worried about your friend.

(つなぐ : 友達について心配していることを信頼できる大人に話して)



イ 関係者の合意形成

子供を対象とした直接的な自殺予防教育を実施するにあたっては、予期せぬ状況が生まれた場合に備え、学校内での体制整備や保護者、関係機関の協力を得ることが不可欠です。

そのため、なぜ子供を直接対象とした自殺予防教育が必要なのか、関係者間の十分な共通理解を図ることが必要となります。

○学校における合意形成

- 1) 校内実施組織
- 2) 教員のための研修

○保護者との合意形成

- 1) 保護者を対象とした研修
- 2) 自殺予防教育実施に関する合意形成

○関係機関との合意形成

- 1) 日頃からの協力関係の活用
- 2) 子供対象の自殺予防教育を実施する上での協力依頼

第2章 関係者間の合意形成と準備

学校における合意形成 実施組織の構築・教員研修の実施

保護者との合意形成
保護者研修の実施
保護者の同意

関係機関の合意形成
日頃の協力関係
授業実施の協力依頼

学校における自殺予防教育プログラムの実施

「子供に伝えたい自殺予防」から

◆COLUMN 若者の自尊感情について

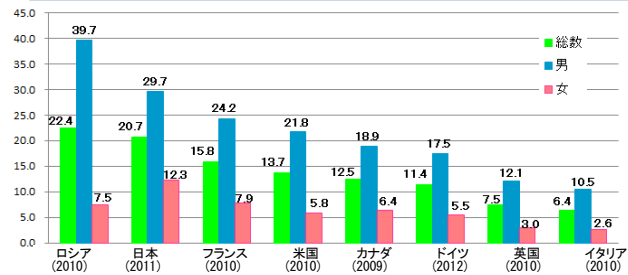
平成26年度子ども・若者白書(内閣府)によると、日本の若者のうち、「自分自身に満足している」者の割合は7割弱、「自分には長所がある」と思っている者の割合は7割弱で、いずれも諸外国と比べ低くなっています。また、年齢階層別にみると、10代の半ばから自分に満足している者の割合が下降し、10代後半から20代前半にかけて、諸外国との差が大きくなっています。

また、平成26年版自殺対策白書によると、主要8か国の自殺死亡率は2番目に高くなっています。

こうしたことから、児童生徒の自尊感情を高め、心の健康な発達を促していくことが、生涯にわたる心の健康を維持し、自殺を防止することにつながると考えます。

主要国の自殺死亡率

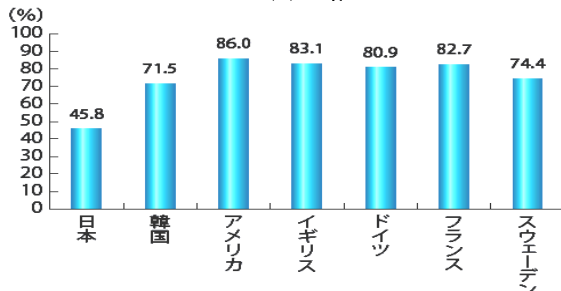
平成28年版自殺対策白書から作成



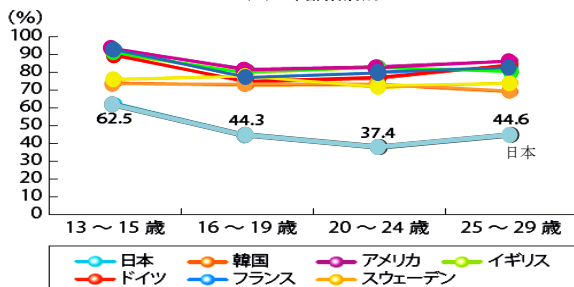
平成26年版子ども・若者白書から作成

自分自身に満足している

(1) 全体

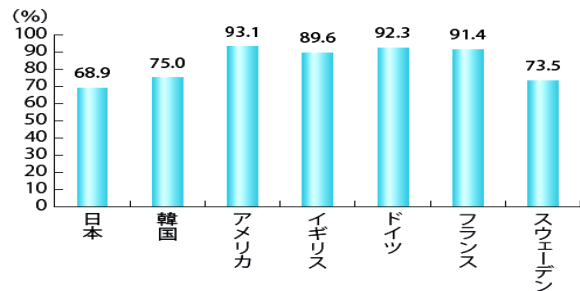


(2) 年齢階層別

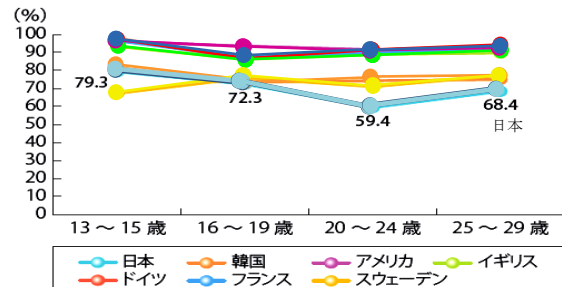


自分には長所がある

(1) 全体



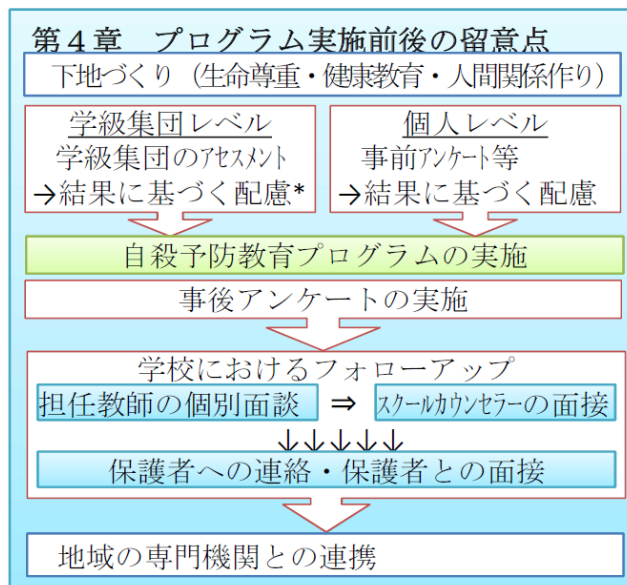
(2) 年齢階層別



ウ フォローアップ体制の整備

事前アンケートなどを通じて身近な人の自殺を体験している子供など、配慮すべき子供を抽出しておくことや、授業中の様子や事後のアンケートから配慮が必要と思われる子供には実施後に個別面談等を行うなど、適切な対応をとる必要があります。具体的には以下のようなことが想定されます。

- ①実施後の担任等による個別面談
- ②スクールカウンセラーによる個別面接
- ③保護者との面談
- ④地域の専門機関との連携



「子供に伝えたい自殺予防」から

◆COLUMN 助けを求められない子供たちへの配慮

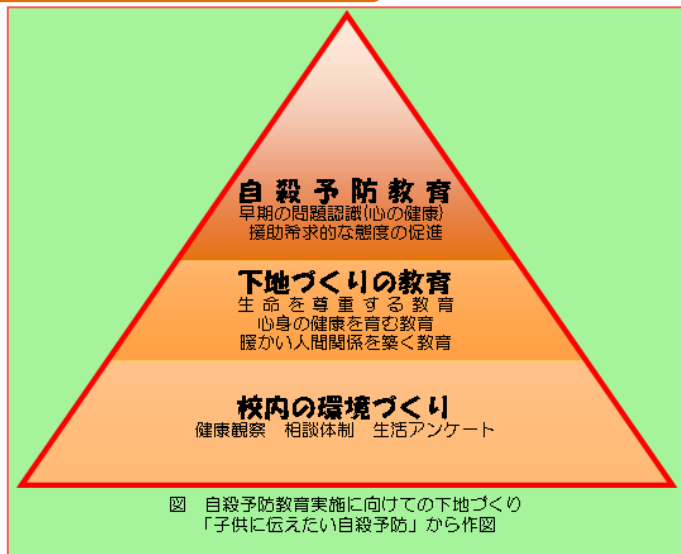
問題を抱えている生徒ほど自尊感情が低く、担任やスクールカウンセラー等の個別面談につなぐことが難しいことがあります。ソーシャルスキルトレーニングやピアサポートトレーニングなどの実施によって生徒との垣根を取り去ることや、担任等による全員面談を実施することが大切です。

どのような対応が効果的かについて、スクールカウンセラー等の専門家に十分助言を求めることも必要です。

以上のとおり、子供を対象とした直接的な自殺予防教育について紹介しましたが、全ての学校で、このような前提条件が整えられるとは言えない状況があるのではないのでしょうか。では、前提条件が整わない学校では自殺予防をどのように進めていくべきなのでしょう。全ての学校で取り組むべき、日常の教育活動の中で行う自殺予防を次にまとめました。

3 各学校で改めて認識すべき自殺予防

(1) 校内の環境づくり



強い心理的な負担から子供自身の頭に死がよぎったとき、また、同級生の死にたいと思うほどの苦しみに気づいたとき、適切に判断し、行動する力を子供たちにつけさせることは大切なことです。

一方、これまでに示した自殺予防教育を実施するには、いくつかの前提条件があり、準備が整わない中で無理に実施することは適切ではありません。

子供たちに対して健康観察やアンケートを実施することで得られ

た情報を、校内の相談体制の整備を通じて教職員間で共有することで、「子供の心に寄り添う校内環境づくり」を進めていくことが必要です。

また、教職員が、日々接している子供の様子について家庭と情報共有を図るとともに医療や福祉等の関係機関と連携を深めておくことも必要になることがあります。

特に、危険が高まっている子供の場合、家庭や関係機関の方々と直接会って、顔見知りの関係になっておくことが、様々な面で役に立ちます。

なお、危険が高まっている場合は、「家族に連絡したのだから」、「病院に行っているのだから」といって、他人任せの態度に出てしまわないよう注意が必要です。心から信頼していた大人から疎外されたと感じることは、子供の心に大きな影響を及ぼすこともあります。家庭や関係機関との綿密な連携が始まった後も、当該子供との関係が疎かにならないよう気をつけなければなりません。

◆COLUMN 性的マイノリティと自殺のリスク～特有の支援と相談体制の充実～

文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施等について」(27文科初児生第3号)では、「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)に「自殺念慮の割合等が高いことを指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見などがその背景にある社会的要因の一つである」と示されたことを踏まえ、教職員の理解を促進する必要があるとし、具体的な配慮事項を示しています。

同通知にある「配慮事項」

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援
学校における支援体制について・医療機関との連携について・学校生活の各場面での支援について・・・等
2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

ア 保護者との連携

保護者との間で個々の情報を共有することは大切です。自殺予防に関して学校やPTA等の講演会でのテーマで取り上げたり、学校便りに掲載したりして、学校との共通認識を日常的に図っていくことが重要です。

また、保護者にいつでも学校に相談してもよいことを伝え、保護者自身が子供のことで不安になった場合には、気軽に学校に声をかけられるような雰囲気づくりを大切にします。

危険が高まっている場合でも、学校との連携に拒否的な態度をとる家庭もあります。そのような場合でも、粘り強く連携を働きかけ、学校と家庭が協力して子供の命を守っていく姿勢を伝え続けることが大切です。

イ 地域との連携

日頃から必要に応じて地域の保健、医療、福祉、警察等の専門機関との関係づくりに努めることも重要です。これは自殺予防のみならず生徒指導全般を通じて同様のことが言えます。

また、危険が高まってから初めて医療機関を探したり、担当医と連携を図ったりすることがありますが、短期間で協力関係を作り上げることは容易ではありません。家族はもとより、スクールカウンセラーなど専門家にも協力を仰ぎながら日頃から協力関係を保っていくよう努めます。

◆COLUMN 外国人児童生徒が直面する課題

外国人児童生徒にとっては、言語や文化の違いから、社会生活、学校生活の多くがストレスの原因となり得ます。したがって、学校に適應するための「居場所」が確保されることが重要です。安心感がなければ、児童生徒は、自己開示もできず、常に緊張したり、時には反抗的な態度を示したりすることもあります。

学校においては、児童生徒一人一人が、自分をかけがえのない大切な存在であると認識、実感し、自尊感情を高めることができるよう、教育活動を行うことが重要です。特に、言語や文化の差から、学校での学びにおいて 困難を抱えることが多い外国人児童生徒を注意深く見守り、支援していくことが必要です。

◆引用・参考文献

・外国人児童生徒 受入れの手引き（平成23年3月 文部科学省初等中等教育局 国際教育課）

(2) 既存の教育活動における自殺予防教育に向けた下地づくり

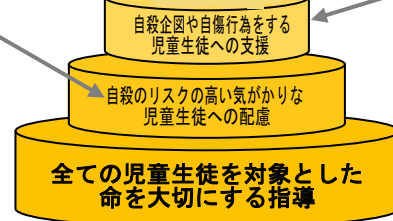
全ての学校において、既存の教育活動の中で行われている「生命を尊重する教育」、「心身の健康を育む教育」、「温かい人間関係を築く教育」等の充実を通じて自殺予防を行うことも重要です。

既に学校で行なわれている教育活動には、「命を大切にしようとする態度の育成」や「心身の健康を管理し、改善していく資質の育成」、「自分を大切にし、他者を思いやる心の育成」、「自分の気持ちや感情を他者に伝え、悩みを相談しようとする態度の育成」等が「指導のねらい」として含まれています。これらのねらいを意識して、日々の教育活動の中で自殺予防教育に向けた下地づくりを進めていきます。

「生命の教育」という土台の上に、予防教育の取組がある・・・
※ 彩の国生徒指導ハンドブック New 's から作成

(2) 自殺のサインと対応
～気がかりな
児童生徒たちを
見つける～

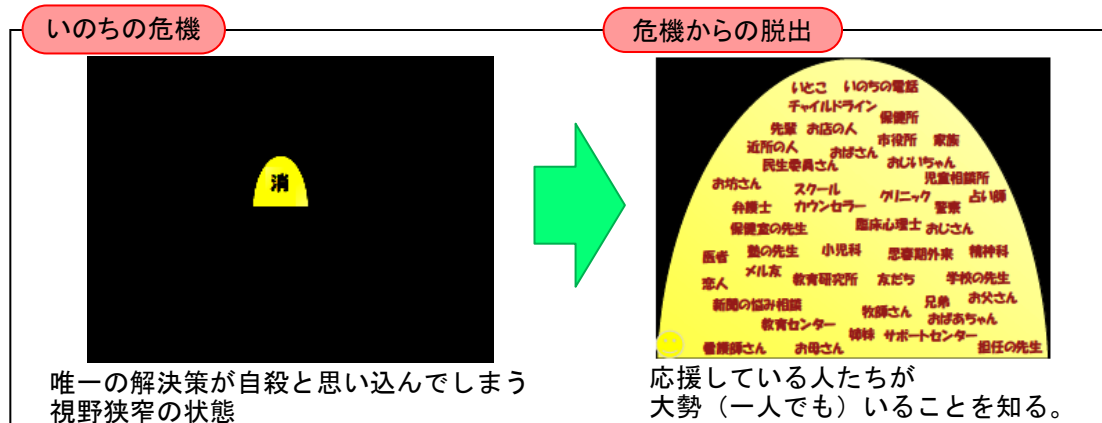
(3) 自殺直前のサイン
～個別の支援が
必要な児童生徒への
特別な対応～



(1) 命を大切にする指導～全ての児童生徒を対象として～
教員一人一人が、授業、特別活動、学校経営などあらゆる場面で、命の大切さや人生のかけがえのなさを児童生徒に伝えるために、何ができるか考えてください

(3) 自殺予防教育に向けた下地づくりを進めるにあたって

「子供に伝えたい自殺予防」の中で紹介される自殺予防教育プログラムの展開例では、心の危機について以下のように説明しています。




「子供に伝えたい自殺予防」から

このプログラムは、前章で述べたとおり、前提条件があり、実施することが難しい学校があることと思いますが、以下の重要性を子供に伝えることに主眼が置いたものとなっています。

- 長い人生において問題を抱えたり危機に陥ったりしたとき、問題を一人で背負い込まずに乗り越える力を培うこと。
- 自分自身や友達の危機に気づき、対処したり関わったりし、信頼できる大人につながる

つまり、子供の自殺予防には、子供に以下の力を身につけさせることが大切であるとされています。

- ① 危機に直面した際の援助希求能力
- ② 友人の危機に遭遇した際に一人で抱えず信頼できる大人につながる

「いのちの危機」の状態からの「脱出」に成功するために	
自分が危機に直面した時のために	他者に助けを求めることのできる力を身につけてほしい。
友達の危機に気づいた時のために	話を聞き、心配しているということを伝え、大人につながるスキルを身に付けてほしい。
	
<p>そのために教職員は、日々の教育活動の中での自殺予防を意識するとともに、子供たち自身が主体的に考え、他の子供たちと学び合い、助け合う環境を準備する。</p>	

前述の子供における①、②の力を育成するには、教職員が、日々の教育活動の中での自殺予防を意識するとともに、子供たち自身が、主体的に考え、他の子供たちと学び合い、助け合う環境を整備することが必要となります。そのための一つの方策として、アクティブ・ラーニングが有効です。

アクティブ・ラーニングは、子供たちが、主体的で、対話的な学びの中で深く考えることにより、変容することを目的とした授業のあり方です。

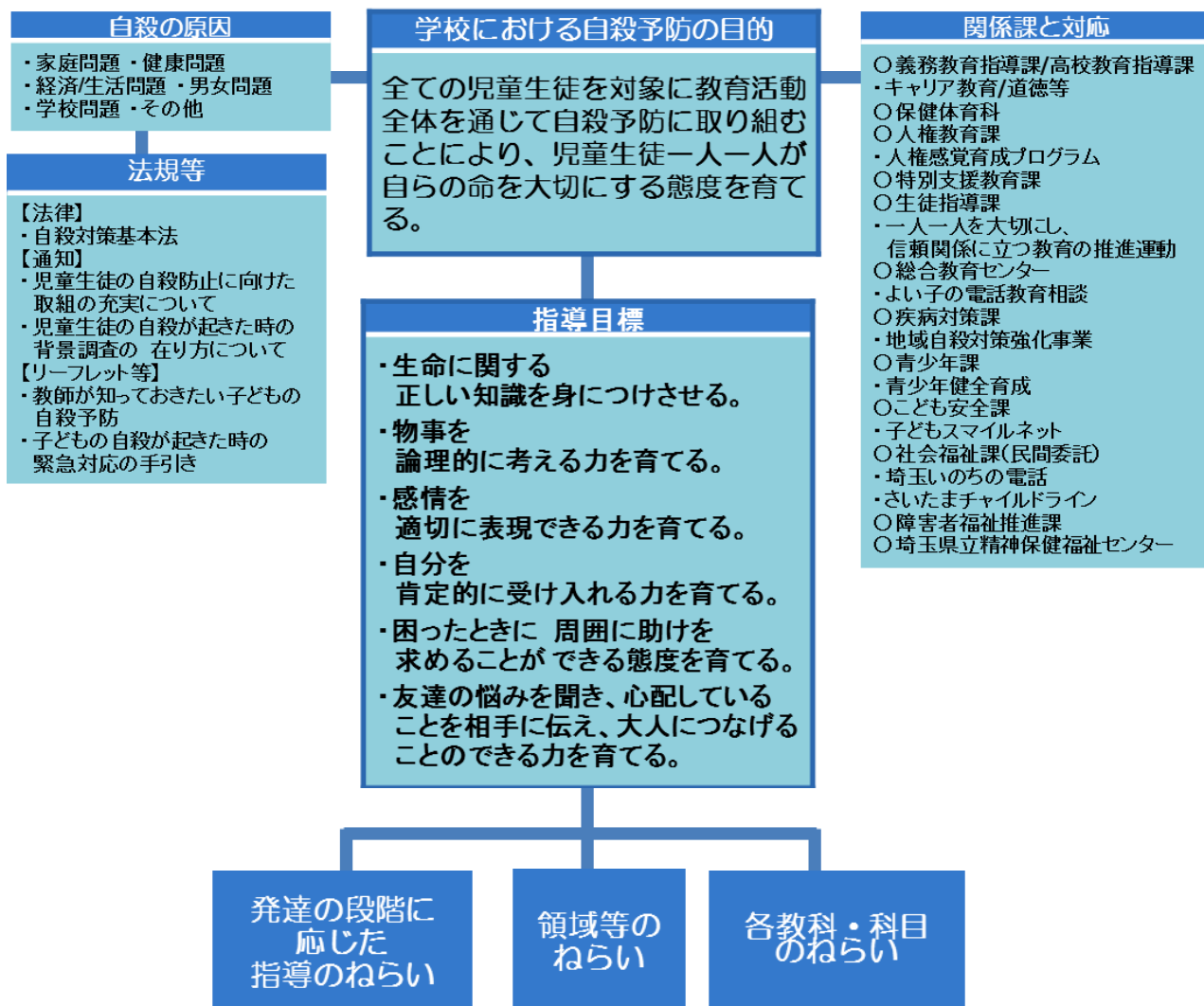
こうした日々の授業の中で、自ら考え、話し合い、学び合う姿勢を子供に身につけさせることにより、「援助希求能力」や「友達の危機に気づき、心配し、大人に伝える姿勢」が育っていくこととなります。

教職員は、アクティブ・ラーニングの視点を持って継続的に授業改善に努めなければなりません。

自殺予防教育について、生徒指導提要では「将来的には『児童生徒を直接対象にした自殺予防教育』を学校全体の教育活動として位置付けることを念頭に置き、小学校から系統立った命の教育の実践を積み上げていくことが大切」としています(生徒指導提要第6章第9節)。全ての教職員が、自殺予防ということ意識して、あらゆる教育活動を進めることが必要となります。

次ページ以降の「学校における自殺予防のあり方」(全体像)や「発達の段階や領域、各教科におけるねらい」を日々の教育活動全体をとおして意識することで、「自身が困難な状況に陥った時に他者に援助を求める力」、「友人が困難な状況に陥った場合に、話を聞き、心配していることを友人に伝え、信頼できる大人につなげる力」が子供たちの中に養われることを期待します。

(4) 学校における自殺予防のあり方（全体像）



指導の留意点

- ① 全教職員が児童生徒の変化の兆しに気を配り、共有する機会を定期的に設ける。
- ② 教職員からの強い指導は、特に青年期の生徒には影響が強いため、児童生徒の自尊感情に十分配慮して行う。
- ③ 児童生徒の様子や観察の状況からその必要が考えられる場合には、医療や福祉との連携を進める。



(5) 学校における自殺予防のあり方（発達の段階別）

ア 小学校 低学年

発達の段階に応じた指導のねらい

- ・身近な出来事を通し、生きることを喜び、生命を大切にできる心を持つことができるようにする。
- ・他者とのかかわりをおし、自分や周りの人を大切にしようとする態度を養う。
- ・自分の感情や思いを家族や教員に伝えることができるようにする。

領域ごとのねらい

○道徳 ※平成30年度に教科化

- ・日々の生活経験の中で生きていることのすばらしさを感じ取らせる。
- ・家族との触れ合いを通し、自分の生命そのものの、かけがえのなさに気づかせる。

○特別活動

- ・望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、仲良く助け合う生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

○生徒指導

- ・学級の中で集団の活動に慣れ、集団生活のきまりなどについて学ぶことで、学級や学校が安心かつ安全な居場所であると知り、自他を大切にしようとする態度を育てる。

○キャリア教育

- ・自分のよいところを見つけ、自信をもたせるとともに、友達の気持ちを考えようとする態度を育てる。

○人権教育

- ・身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する態度を身につけさせる。
- ・生きることを喜び、生命を大切にできる心を持たせる。

○健康教育

- ・健康の大切さを意識させるとともに、毎日の生活に関心をもたせ、健康によい生活の仕方を理解できるようにする。

○家庭地域との連携

- ・家庭や地域と情報を共有し、適切な対応について一緒に考えるとともに、児童が安心して過ごせる安全な環境づくりを行う。

教科・科目のねらい

○国語

- ・文学教材等を通して、人物の心情を想像することで、人としての生き方・考え方を豊かな感動とともに育てる。

○算数

- ・具体物や、言葉、数、式、図を用いて、筋道立てて考え表現できる力を育てる。

○生活

- ・集団や社会の一員として、自分の役割や行動の仕方について考え、安全で、適切な行動ができるようにする。
- ・動植物と触れ合う体験等を通して、生き物への親しみを持ち、大切にすることができるようにする。

○体育

- ・運動を通して、力いっぱい運動したり、仲間と豊かに交流する楽しさを味わわせる。
- ・身近な生活における健康・安全について、運動と関連させながら理解させる。

○音楽

- ・楽しく音楽にかかわり、音楽に対する興味・関心を持ち、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度を育てる。

○図工

- ・自分の感覚や気持ち、他者とのかかわりを大切にしながら、進んで表したり見たりする態度を育てる。

イ 小学校 中学年

発達の段階に応じた指導のねらい

- ・生命あるものすべてを尊いものであることを理解させる。
- ・日常生活の中で困難が生じて、自分を大切に思うことができるようにする。
- ・自分や周りの人を思いやる行動を取ることができるようにする。
- ・自分の感情や思いを手紙や、自分の言葉で家族や教員に伝えることができるようにする。

領域ごとのねらい

○道徳 ※平成30年度に教科化

- ・生命は唯一無二であることや、自分一人のものではなく多くの人々の支えによって守り、育まれている尊いものであることに気づかせる。
- ・自分と同様に生命あるもの全てを尊いものとして大切にすることを育てる。

○総合的な学習の時間

- ・生命現象の神秘、不思議、すばらしさ等について探究的にかかわりながら、自分がかげがえのない存在であることに気づき、自尊心や自他の生命を尊重し大切にすることを育てる。

○特別活動

- ・望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、協力し合っ楽しい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

○生徒指導

- ・自分のことは自分です、学級や学年の仕事は自分たちだけでできる等、役割を分担させ、取り組ませていくことで、自己存在感を感じ、他者に思いやりを持って接する態度を育てる。

○キャリア教育

- ・将来の夢や希望を考えさせるとともに、友達の気持ちや考えを理解しようとする態度を育てる。

○人権教育

- ・自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする態度を育てる。
- ・生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする態度を育てる。

○健康教育

- ・身体の発育・発達について理解できるようにし、身近な生活において健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

○家庭地域との連携

- ・家庭や地域と情報を共有し、適切な対応について一緒に考えるとともに、児童が安心して過ごせる安全な環境づくりを行う。

教科・科目のねらい

○国語

- ・文学教材などを通して、人物の心情を想像することで、人としての生き方・考え方を豊かな感動とともに育てる。

○算数

- ・言葉、数、式、図などを用いて、既習事項を基に筋道立てて考え、互いの考えを比べ、表現する力を育てる。

○社会

- ・地域の社会生活を総合的に理解するとともに、地域社会の一員としての自覚をもち、地域社会に対する誇りと愛情を育てる。

○理科

- ・問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、生物を愛護しようとする態度を育てる。

○体育

- ・運動を通して、力いっぱい運動したり、仲間と豊かに交流したりする楽しさを味わわせるとともに、健康の大切さを認識させ実践する意欲を持たせる。
- ・身近な生活における健康・安全についての理解を通して、健康を保持増進し、安全な生活を送る資質や能力を育てる。

○音楽

- ・進んで音楽にかかわり、音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。

○図工

- ・自分の考えや他者とのかかわり合いを大切にしながら、進んで表現したり鑑賞したりする態度を育てる。

発達段階に応じた指導のねらい

- ・生命がかけがえのないものであることを理解することができる。
- ・落ち込んだり、悩んだりした時でも、自分のことを大切に思う気持ちを持つことができるようにする。
- ・誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすることができるようにする。
- ・自分に関わりのある相手に対し、自分の感情や気持ちを素直に伝えることができるようにする。

領域ごとのねらい

○道徳 ※平成30年度に教科化

- ・生命が多く、生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重する態度を育てる。
- ・生死や生き方に関わる生命の尊厳など、生命に対する畏敬の念を育てる。

○総合的な学習の時間

- ・生命現象の神秘、不思議、すばらしさ等について探究的にかかわりながら、自分がかけがえのない存在であることに気づき、自尊心や自他の生命を尊重し大切にすることを育てる。

○特別活動

- ・望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、信頼し支え合って楽しく豊かな生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

○生徒指導

- ・学校内の様々な仕事や、低・中学年の手伝いを任せるなど他者の役に立てたという有用感を感じさせることで他者を思いやり、自信を持って行動する態度を育てる。

○キャリア教育

- ・夢や目標に向かって諦めずに努力することの大切さや思いやりの気持ちを持ち、相手の立場に立って考え行動しようとする態度を育てる。

○人権教育

- ・生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する態度を育てる。
- ・美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念を持たせる。

○健康教育

- ・心も体と同様に発達すること及び心と体は相互に影響し合うことや、不安や悩みに対して、適切な対処の方法があることを理解できるようにする。

○家庭地域との連携

- ・家庭や地域と情報を共有し、適切な対応について一緒に考えるときも、児童が安心して過ごせる安全な環境づくりを行う。

教科・科目のねらい

○国語

- ・文学教材等を通して、人物の心情を想像することで、人としての生き方・考え方を豊かな感動とともに育てる。

○算数

- ・互いの考えを比べそのよさを実感するとともに、わかりやすく表現する力を育てる。

○社会

- ・様々な情報に対して適切に判断し、望ましい行動をしようとする能力や態度を身につけさせる。

○理科

- ・問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、生命を尊重しようとする態度を育てる。

○体育

- ・運動に親しむ態度を育てるとともに心の健康や病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。
- ・心と体は相互に影響し合うこと、生活経験が心の成長につながることを理解させ、不安や悩みの解決方法を理解させる。

○外国語

- ・外国語を通じて、仲間と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

○音楽

- ・創造的に音楽にかかわり、音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。

○図工

- ・自分のよさや他者の心情を大切にしながら、創造的に表現したり鑑賞したりする態度を育てる。

○家庭

- ・家族を敬愛し、楽しい家庭をつくり、家族の役に立つことをしようとする態度を育てる。

発達段階に応じた指導のねらい

- ・怒りや悲しみ、落ち込みといった強い感情により、命の危険が脅かされることがあることを理解させる。
- ・現在の自分と、将来の目標のギャップで、悩んだり、落ち込むようなことがあっても、自分を大切に思う気持ちを持たせる。
- ・自分の心の危機に気づき、信頼できる大人や友人に相談しようとする態度を育てる。

領域ごとのねらい

○道徳 ※平成31年度に教科化

- ・生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解させる。
- ・自らの生命の大切さを深く自覚させるとともに、他の生命を尊重する態度を育てる。

○総合的な学習の時間

- ・生命現象の神秘、不思議、すばらしさ等について探究的に学習しながら、自分がかげがえのない存在であることを理解し、自尊心や自他の生命を尊重し守ろうとする態度等を育てる。

○特別活動

- ・望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

○部活動

- ・異年齢集団の活動を通して、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師(顧問)と密接に触れ合うことで、充足感や、自己有用感を味わわせる。

○生徒指導

- ・様々な体験活動を通して、自己有用性を感じるとともに、将来の自分や職業に対する意識をもち、自己実現を目指して生きようとする態度を育てる。

○キャリア教育

- ・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。

○人権教育

- ・生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する態度を育てる。
- ・人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることの喜びを見い出そうとする態度を育てる。

○健康教育

- ・自らの健康を維持し、改善することができるようにするとともに、生涯を通じて積極的に健康の保持増進を目指すような態度を育成する。

○家庭地域との連携

- ・家庭や地域と情報を共有し、適切な対応について一緒に考えるとともに、生徒が安心して過ごせる安全な環境づくりを行う。

教科・科目のねらい

○国語

- ・文学的な文章などを通して、登場人物などの描写や登場人物の言動の意味などを解釈することで、人間としての生き方・考え方等を育てる。

○数学

- ・論理的な思考を養うとともに、練り上げの場面等で、他者の見方や考え方を理解する態度を育てる。

○社会

- ・民主主義の基礎には、個人の尊厳と人権の尊重という考え方があり、それが法によって保障されていることを理解させる。

○理科

- ・問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、生物を愛護しようとする態度を育てる。

○保健体育

- (体育分野) 適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる。
- (保健分野) 個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。
- ・精神と身体の関わり、欲求やストレス心身に与える影響、欲求やストレスへの対処について理解させる。

○外国語

- ・外国語を通じて、仲間と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

○音楽

- ・音楽活動の楽しさを通して、音や音楽への興味・関心を養い、音楽によって生活を明るく豊かなものにする態度を育てる。

○美術

- ・自他の見方や感じ方を大切にしながら、心豊かな生活を創造していく意欲と態度を育てる。

○技術・家庭

- ・進んで生活を工夫し創造することを通して、自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとする態度を育てる。

オ 高等学校

発達段階に応じた指導のねらい

- ・怒りや悲しみ、落ち込みといった強い感情を、適切にコントロールすることの重要性を理解させる。
- ・将来やりたいことと自分ができることのギャップで落ち込むことがあっても、自分なりの個性的な価値について自信をもたせる。
- ・生徒が互いの危機に気づき、相談を受けたときに適切に対応することができるようにする。
- ・自分の心の危機に気づき、必要に応じて、相談機関や医療機関等を利用することができるようにする。

領域ごとのねらい

○在り方・生き方教育

- ・生命の尊さについての理解を一層深めさせるとともに、自他の生命を尊重する態度を育てる。
- ・人間の生命の有限性、連続性、偶然性、社会的関係性などをより多面的・多角的に考えることができる態度を育てる。

○特別活動

- ・青年期の傾向や発達課題を理解し、不安や悩みについて率直に語り、解決のための手だてや方法について共に考える態度や、自尊感情を高め、他者の個性を理解し、互いに尊重する態度を養う。

○人権教育

- ・生命の尊さについての確かな理解をもとに、かけがえのない自他の生命を尊重する態度を育成する。・人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることの喜びを見出す力を育てる。

○部活動

- ・仲間と協力して部活動に励み、目標達成を目指して活動することで、自己肯定感・自己有用感を育む。

○生徒指導

- ・生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かせる。自他の命の尊厳を学び、命を大切にする。

○キャリア教育

- ・他人と自分の見方の差異を認識させることで、自分の良さや個性、内面などの自己理解を深めさせる。また自己理解を深めることで、人間理解という視点から他者理解、自分と他者とのつながりについて考えさせる。

○健康教育

- ・自他の健康状態について関心を持ち、自らの健康を維持し、改善することができるようにするとともに、生涯を通じて積極的に健康の保持増進を目指すような態度を育成する。

○家庭地域との連携

- ・家庭や地域と情報を共有し、適切な対応について一緒に考えるとともに、生徒が安心して過ごせる安全な環境づくりを行う。

教科・科目のねらい

○国語

- ・ものごとを幅広く捉え論理的に思考する力と、人間、社会、自然などに対する豊かな心情を育成する。

○数学

- ・数学的活動を通じて、創造性の基礎を培い、数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる。

○地理・歴史

- ・社会的事象を多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養うとともに、人権意識を高め、平和で民主的な世界を実現させることが重要な課題であることを認識させる。

○公民

- ・青年期は、自己の内面と現実社会の葛藤の中からアイデンティティを確立させる時期であることを理解させる。

○理科

- ・科学的な思考力や表現力等を育むために、グループで観察・実験、プレゼンテーションなどを行うことで他者と協力して課題に取り組む態度を育成する。

○外国語

- ・外国語を通じて、多様なものの見方や考え方を理解し、公正な判断力を養い豊かな心情を育てる。

○芸術

- ・生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てること、感性を高めること、芸術の諸能力を伸ばすこと、芸術文化の理解を深めることを通して、美しいものや優れたものに接して感動する情感豊かな心を養う。

○保健体育

- （体育分野）運動の合理的かつ計画的な実践を通して、これまで学習した知識を深め、技能を高めることで、運動の楽しさや喜びを深く味わわせる。
- （保健分野）個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。
- ・ストレスの原因、自分自身の受け止め方を理解させ、心身に起こった反応については、体ほぐしの運動等と関連し、理解させる。

○家庭

- ・人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

○専門教科

- ・各専門分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的な意義や役割について理解させるとともに、社会の諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、持続的かつ安定的な社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

○情報

- ・情報及び情報手段に関する科学的な見方や考え方を身につけさせるとともに、情報に関する倫理的な態度と安全に関する態度や規範意識を養う。

カ 特別支援学校

指導のねらい

- 日常生活や体験学習を通じて、生命あるものすべてを大切にしようとする態度を養う。
- 信頼できる大人や友達とのかかわりをとおして、自分や周りの人を大切にすることができる。
- 困ったことがあったとき、自分の感情を伝えることができるようにする。

領域や教科等のねらい

○自立活動

1 健康の保持

生命を維持し、日常生活を行うために必要な身体の健康状態の維持・改善を図る。

2 心理的な安定

自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る。

3 人間関係の形成

自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う。

4 環境の把握

感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手がかりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、適切に判断し、行動できるようにする。

5 身体の動き

日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする。

6 コミュニケーション

場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができる。

○キャリア教育

- 一人一人の社会的・職業的自立に向けて、学校、家庭及び地域における自分の役割を果たすこととおして、自分らしく生きる態度を育てる。

○生徒指導

- 自尊感情を育み、社会生活に必要なルールを覚え、対人関係や自己表現、感情のコントロールを行うことができるようにする。
- 生活・学習環境を整備し、学級や学校に対する安心感をもたせる。

○健康教育

- 毎日の生活や自分の身体、発達に関心をもち、健康を大切にする生活の仕方を身につけさせる。

○人権教育

- 信頼できる大人とのやりとりや学習における達成感を通して、自尊感情を育むことができる。
- 体験的な学習や人とのかかわりを通じて、他者への思いやりや生命を大切にする態度を育てる。

○家庭地域との連携

- 家庭や地域及び関係機関と情報を共有し、一人一人の実態や障害特性をふまえた適切な対応について一緒に考え、児童生徒が安心して生活できる環境づくりを行う。
- 「交流及び共同学習」や「支援籍学習」をはじめ地域の仲間と共に学ぶ経験を通して、自分も仲間も大切にする態度を育てる。

※ 特別支援学校に通う児童生徒一人一人の実態や障害特性は多種多様です。また、学部は幼稚部から高等部、専攻科まで広範囲であるため、教育課程も多岐にわたります。

※ 特別支援学校においては、発達の段階に応じてねらいを作成していませんが、上記のねらいとともに教育活動全体を通じて、小学校・中学校・高等学校のねらいに示された内容も参考にしながら、児童生徒一人一人の実態や障害特性に応じて計画的・継続的に取り組むことが重要です。

キ 学校教育における自殺予防のあり方～領域等のねらい～

発達段階に応じた指導のねらい

小学校・低学年	小学校・中学年	小学校・高学年	中学校	高等学校
<ul style="list-style-type: none"> 身近な出来事を通し、生きることを喜び、生命を大切にすることを学ぶことができるようになる。 他者とのかわわりをとおり、自分や周りの人を大切にしようとする態度を養う。 自分の感情や思いを家族や教員に伝えることができるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生命あるものすべてを尊ぶものであることを理解させる。 日常生活の中で困難が生じても、自分を大切に思うことができるようになる。 自分や周りの人を思いやる行動を取ることができるようにする。 自分の感情や思いを手紙や、自分の言葉で家族や教員に伝えることができるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生命がかけがえのないものであることを理解することができる。 落ち込んだり、悩んだりした時でも、自分のことを大切に思う気持ちを持つことができるようになる。 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすることができるようにする。 自分に関わりのある相手に対し、自分の感情や気持ちを素直に伝えることができるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 怒りや悲しみ、落ち込みといった強い感情により、命の危険が脅かされることを理解させる。 現在の自分と、将来の目標のギャップで、悩んだり、落ち込むようなことがあっても、自分を大切に思う気持ちを持たせる。 自分の心の危機に気づき、信頼できる大人や友人に相談しようとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 怒りや悲しみ、落ち込みといった強い感情を、適切にコントロールすることの重要性を理解させる。 将来やりたいことと自分ができることのギャップで落ち込むことがあっても、自分なりの個性的な価値について自信をもたせる。 生徒が互いの危機に気づき、相談を受けたときに適切に対応することができるようにする。 自分の心の危機に気づき、必要に応じて、相談機関や医療機関等を利用することができるようにする。

道徳(小学校/中学校)・生き方(高等学校)のねらい

※小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から教科化

小学校・低学年	小学校・中学年	小学校・高学年	中学校	高等学校
<ul style="list-style-type: none"> 日々の生活経験の中で生きていくことのすばらしさを感じ取らせる。 家族との触れ合いを通し、自分の生命そのものの、かけがえのなさにつかせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生命は唯一無二であることや、自分一人のものではなく、多くの人々の支えによって守り、育まれている尊いものであることに気づかせる。 自分と同様に生命あるものすべてを尊ぶものとして大切にすることを育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生命が多くつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重する態度を育てる。 生死や生き方に関わる生命の尊厳など、生命に対する畏敬の念を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解させる。 自らの生命の大切さを深く自覚させるとともに、他の生命を尊重する態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生命の尊さについての理解を一層深めさせるとともに、自他の生命を尊重する態度を育てる。 人間の生命の有限性、連続性、偶然性、社会的関係性などをより多面的・多角的に考えることができる態度を育てる。

総合的な学習の時間のねらい

小学校・中学年	小学校・高学年	中学校	高等学校
<ul style="list-style-type: none"> 生命現象の神秘、不思議、すばらしさ等について探究的にかかわりながら、自分がかけがえのない存在であることに気づき、自尊心や自他の生命を尊重し大切にすることを育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生命現象の神秘、不思議、すばらしさ等について探究的にかかわりながら、自分がかけがえのない存在であることに気づき、自尊心や自他の生命を尊重し大切にすることを育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生命現象の神秘、不思議、すばらしさ等について探究的に学習しながら、自分がかけがえのない存在であることを理解し、自尊心や自他の生命を尊重し守ろうとする態度等を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動」の課題として設定し、自己の理想と現実の就職や進学などの問題について思う存分、納得がいくまで探究したり、話し合ったりする。

特別活動のねらい

小学校・低学年	小学校・中学年	小学校・高学年	中学校	高等学校
<ul style="list-style-type: none"> 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、仲良く助け合う生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、協力し合って楽しい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、信頼し支え合って楽しく豊かな生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 青年期の傾向や発達課題を理解し、不安や悩みについて率直に語り、解決のための手だてや方法について共に考える態度や、自尊感情を高め、他者の個性を理解し、互いに尊重する態度を養う。

部活動のねらい

中学校	高等学校
<ul style="list-style-type: none"> 異年齢集団の活動を通して、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師(顧問)と密接に触れ合うことで、充足感や、自己有用感を味わわせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 仲間と協力して部活動に励み、目標達成を目指して活動することで、自己肯定感・自己有用感を育む。

生徒指導のねらい

小学校・低学年	小学校・中学年	小学校・高学年	中学校	高等学校
<ul style="list-style-type: none"> 学級の中で集団の活動に慣れ、集団生活のきまりなどについて学ぶことで、学級や学校が安心かつ安全な居場所であると知り、自他を大切にしようとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分のことは自分でする、学級や学年の仕事は自分たちだけでできる等、役割を分担させ、取り組ませていくことで、自己存在感を感じ、他者に思いやりを持って接する態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校内の様々な仕事や、低・中学年の手伝いを任せるなど他者の役に立てたという有用感を感じさせることで他者を思いやり、自信を持って行動する態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な体験活動を通し、自己有用性を感じるとともに、将来の自分や職業に対する意識をもち、自己実現を目指して生きようとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かせる。自他の命の尊厳を学び、命を大切にする。

キャリア教育のねらい

小学校・低学年	小学校・中学年	小学校・高学年	中学校	高等学校
<ul style="list-style-type: none"> 自分のよいところを見つけ、自信をもたせるとともに、友達の気持ちを考えようとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の夢や希望を考えさせるとともに、友達の気持ちや考えを理解しようとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 夢や目標に向かって諦めずに努力することの大切さや思いやりの気持ちをもち、相手の立場に立って考え行動しようとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 他人と自分の見方の差異を認識させることで、自分の良さや個性、内面などの自己理解を深めさせる。また自己理解を深めることで、人間理解という視点から他者理解、自分と他者とのつながりについて考えさせる。

人権教育のねらい

小学校・低学年	小学校・中学年	小学校・高学年	中学校	高等学校
<ul style="list-style-type: none"> 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する態度を身につけさせる。 生きることを喜び、生命を大切にする心を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にすることを育てる。 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすることを育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する態度を育てる。 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する態度を育てる。 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることの喜びを見い出そうとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生命の尊さについての確かな理解をもとに、かけがえのない自他の生命を尊重する態度を育成する。 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることの喜びを見い出す力を育てる。

健康教育のねらい

小学校・低学年	小学校・中学年	小学校・高学年	中学校	高等学校
<ul style="list-style-type: none"> 健康の大切さを意識させるとともに、毎日の生活に関心をもたせ、健康によい生活の仕方を理解できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体の発育・発達について理解できるようにし、身近な生活において健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 心も体と同様に発達すること及び心と体は相互に影響し合うことや、不安や悩みに対して、適切な対処の方法があることを理解できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自らの健康を維持し、改善することができるようにするとともに、生涯を通じて積極的に健康の保持増進を目指すような態度を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自他の健康状態について関心を持ち、自らの健康を維持し、改善することができるようにするとともに、生涯を通じて積極的に健康の保持増進を目指すような態度を育成する。

家庭地域との連携のねらい

小学校・低学年	小学校・中学年	小学校・高学年	中学校	高等学校
<ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域と情報を共有し、適切な対応について一緒に考えるとともに、児童が安心して過ごせる安全な環境づくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域と情報を共有し、適切な対応について一緒に考えるとともに、児童が安心して過ごせる安全な環境づくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域と情報を共有し、適切な対応について一緒に考えるとともに、児童が安心して過ごせる安全な環境づくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域と情報を共有し、適切な対応について一緒に考えるとともに、生徒が安心して過ごせる安全な環境づくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域と情報を共有し、適切な対応について一緒に考えるとともに、生徒が安心して過ごせる安全な環境づくりを行う。

ク 学校教育における自殺予防のあり方～教科・科目のねらい～

国語のねらい

小学校・低学年 ・文学教材等を通して、人物の心情を想像することで、人としての生き方・考え方を豊かな感動とともに育てる。	小学校・中学年 ・文学教材などを通して、人物の心情を想像することで、人としての生き方・考え方を豊かな感動とともに育てる。	小学校・高学年 ・文学教材等を通して、人物の心情を想像することで、人としての生き方・考え方を豊かな感動とともに育てる。	中学校 ・文学的な文章などを通して、登場人物などの描写や登場人物の言動の意味などを解釈することで、人間としての生き方・考え方を育てる。	高等学校 ・ものごとを幅広く捉え論理的に思考する力と、人間、社会、自然などに対する豊かな心情を育成する。
---	--	---	---	--

算数(小学校)・数学(中学校/高等学校)のねらい

小学校・低学年 ・具体物や、言葉、数、式、図を用いて、筋道立てて考え表現できる力を育てる。	小学校・中学年 ・言葉、数、式、図などを用いて、既習事項を基に筋道立てて考え、互いの考えを比べ、表現する力を育てる。	小学校・高学年 ・互いの考えを比べそのよさを実感するとともに、わかりやすく表現する力を育てる。	中学校 ・論理的な思考を養うとともに、練り上げの場面等で、他者の見方や考え方を理解する態度を育てる。	高等学校 ・数学的活動を通じて、創造性の基礎を培い、数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる。
---	--	---	--	---

生活(小学校低学年)・社会(小学校中学年～中学校)・地歴・公民(高等学校)のねらい

小学校・低学年 ・集団や社会の一員として、自分の役割や行動の仕方について考え、安全で、適切な行動ができるようにする。 ・動植物と触れ合う体験を通して、生き物への親しみをもち、大切にすることができるようにする。	小学校・中学年 ・地域の社会生活を総合的に理解するとともに、地域社会の一員としての自覚をもち、地域社会に対する誇りと愛情を育てる。	小学校・高学年 ・様々な情報に対して適切に判断し、望ましい行動をしようとする能力や態度を身に付けさせる。	中学校 ・民主主義の基礎には、個人の尊厳と人権の尊重という考え方があり、それが法によって保障されていることを理解させる。	高等学校 ○地理・歴史 ・社会的事象を多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養うとともに、人権意識を高め、平和で民主的な世界を実現させることが重要な課題であることを認識させる。 ○公民 ・青年期は、自己の内面と現実社会の葛藤の中からアイデンティティを確立させる時期であることを理解させる。
---	---	--	--	---

生活(小学校低学年)・理科(小学校中学年～高等学校)のねらい

小学校・低学年 ・集団や社会の一員として、自分の役割や行動の仕方について考え、安全で、適切な行動ができるようにする。 ・動植物と触れ合う体験を通して、生き物への親しみをもち、大切にすることができるようにする。	小学校・中学年 ・問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、生物を愛護しようとする態度を育てる。	小学校・高学年 ・問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、生命を尊重しようとする態度を育てる。	中学校 ・問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、生物を愛護しようとする態度を育てる。	高等学校 ・科学的な思考力や表現力等をはぐくむために、グループで観察・実験、プレゼンテーションなどを行うことで他者と協力して課題に取り組む態度を育成する。
---	--	--	--	---

体育(小学校)・保健体育(中学校・高等学校)のねらい

小学校・低学年 ・運動を通して、力いっぱい運動したり、仲間と豊かに交流する楽しさを味わわせる。 ・身近な生活における健康・安全について、運動と関連させながら理解させる。	小学校・中学年 ・運動を通して、力いっぱい運動したり、仲間と豊かに交流したりする楽しさを味わわせるとともに、健康の大切さを認識させ実践する意欲を持たせる。 ・身近な生活における健康・安全についての理解を通して、健康を保持増進し、安全な生活を送る資質や能力を育てる。	小学校・高学年 ・運動に親しむ態度を育てるとともに心の健康や病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。 ・心と体は相互に影響し合うこと、生活経験が心の成長につながることを理解させ、不安や悩みへの解決方法を理解させる。	中学校 ○体育分野 ・適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる。 ○保健分野 ・個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。 ・精神と身体の関わり、欲求やストレス心身に与える影響、欲求やストレスへの対処について理解させる。	高等学校 ○体育分野 ・運動の合理的かつ計画的な実践を通して、これまで学習した知識を深め、技能を高めることで、運動の楽しさや喜びを深く味わわせよう。 ○保健分野 ・個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。 ・ストレスの原因、自分自身の受け止め方を理解させ、心身に起こった反応については、体ほくしの運動等と関連し、理解させる。
---	---	--	---	---

外国語のねらい

小学校・高学年 ・外国語を通じて、仲間と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。	中学校 ・外国語を通じて、仲間と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。	高等学校 ・外国語を通じて、多様なものの見方や考え方を理解し、公正な判断力を養い豊かな心情を育てる。
---	---	--

音楽/図工(小学校)・音楽/美術(中学校)・芸術(高等学校)のねらい

小学校・低学年 ○音楽 ・楽しく音楽にかかわり、音楽に対する興味・関心をもち、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度を育てる。 ○図工 ・自分の感覚や気持ち、他者とのかかわりを大切にしながら、進んで表したり見たりする態度を育てる。	小学校・中学年 ○音楽 ・進んで音楽にかかわり、音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。 ○図工 ・自分の考えや他者とのかかわりを大切にしながら、進んで表現したり鑑賞したりする態度を育てる。	小学校・高学年 ○音楽 ・創造的に音楽にかかわり、音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。 ○図工 ・自分のよさや他者の心情を大切にしながら、創造的に表現したり鑑賞したりする態度を育てる。	中学校 ○音楽 ・音楽活動の楽しさを通して、音や音楽への興味・関心を養い、音楽によって生活を明るく豊かなものにする態度を育てる。 ○美術 ・自他の見方や感じ方を大切にしながら、心豊かな生活を創造していく意欲と態度を育てる。	高等学校 ・生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てること、感性を高めること、芸術の諸能力を伸ばすこと、芸術文化の理解を深めることを通じて、美しいものや優れたものに接して感動する情感豊かな心を養う。
--	---	--	--	---

家庭(小学校・高学年)・技術/家庭(中学校)・家庭/情報(高等学校)のねらい

小学校・高学年 ・家族を敬愛し、楽しい家庭をつくり、家族の役に立つことをしようとする態度を育てる。	中学校 ・進んで生活を工夫し創造することを通して、自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとする態度を育てる。	高等学校 ○家庭 ・人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。 ○情報 ・情報及び情報手段に関する科学的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、情報に関する倫理的な態度と安全に関する態度や規範意識を養う。
---	---	--

専門教科のねらい

高等学校 ・各専門分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的な意義や役割について理解させるとともに、社会の諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、持続的かつ安定的な社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

特別支援学校

・特別支援学校に通う児童生徒一人一人の実態や障害特性は多種多様です。また、学部は幼稚部から高等部、専攻科まで広範囲であるため、教育課程も多岐にわたります。
・発達段階に応じた指導のねらいは、特別支援学校全体として作成しています。指導の際には、上記のねらいとともに、教育活動全体を通じて、小学校・中学校・高等学校のねらいに示された内容も参考にしながら、児童生徒一人一人の実態や障害特性に応じて計画的・継続的に取り組むことが重要です。

4 個別の支援が必要の子供への特別な対応

(1) 子供が示す危険サイン

ア 自殺の心理

自殺はある日突然、何の前触れもなく起こるというよりも、長い時間かかって徐々に危険な心理状態に陥っていくのが一般的です。自殺にまで追いつめられる子供の心理には、次のような共通点を挙げることができます。

ひどい孤立感:「居場所がない」「皆に迷惑をかけるだけだ」「誰も自分のことを助けてくれるはずがない」などとしか思えない心理状態に陥り、頑なに自分の殻に閉じこもってしまう。

無価値感:「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」など生きている意味など何もないという感覚にとらわれてしまう。(幼い頃から虐待を受けてきた子供たちによく見られる。)

強い怒り:自分の置かれているつらい状況へのやり場のない怒りが自分自身に向けられたとき、自殺の危険は高まる。

苦しみが永遠に続くという思いこみ:自分の苦しみはどんなに努力しても解決せず、永遠に続くという絶望的な感情に陥る。

心理的視野狭窄:自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる。



イ 自殺のサイン

自殺のサインとして、以下のようなものが考えられます。これらの行動を含めて、子供の行動の小さな変化を総合的に判断することが必要です。

普段から子供の様子を把握し、ちょっとした変化を的確に捉えて、適切に対応することが自殺防止につながります。教員一人一人がアンテナの感度を上げることで、子供の自殺の危険を早い段階で察知し、適切に対応することが重要となります。

- ・ 自傷行為
- ・ これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。
- ・ 注意が集中できなくなる。
- ・ いつもなら楽々できるような課題が達成できない。
- ・ 学校に通わなくなる。
 - ・ 乱れた性行動に及ぶ。
 - ・ 家出や放浪をする。
- ・ 不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える。
 - ・ 健康や自己管理がおろそかになる。
 - ・ 自分より年下の子どもや動物を虐待する。
- ・ 自殺をほのめかしたり自殺の具体的な計画を立てたりする。
- ・ 友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- ・ 別れの準備(整理整頓・大切なものを友達にあげる)
- ・ 成績が急に落ちる。
 - ・ 最近の喪失体験
 - ・ 大切な人の最近の自殺
- ・ 投げやりな態度が目立つ。
- ・ 身だしなみを気にしなくなる。
 - ・ 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- ・ 自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする。
- ・ 過度に危険な行為に及び、実際に大怪我をする。

(2) 子供が示す危険サインに気付いたときに

ア TALKの原則

教育活動の中で自殺予防の取組を充実しても、完全に自殺を予防することは難しいことです。最終的には子供の変化に気づき、その子供にどのように接するか、外部機関との連携も含めて、その子供の安全をどのように確保するかが、自殺を未然に防ぐカギを握ります。

子供から「死にたい」と打ち明けられた時、教師自身が不安になったり、その気持ちを否定したくなくて、「大丈夫、頑張れば元気になる」などと安易に励ましたり、「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな」などと叱ったりしがちです。しかし、それでは、開きはじめて子供の心が閉ざされてしまいます。

自殺の危険が高まった子供への対応には、次の「TALKの原則」が求められます。

TALKの原則

Tell : 声に出して心配していることを伝える。

Ask : 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。

Listen : 絶望的な気持ちを傾聴する。

子供の考えや行動を良し悪しで判断するのではなく、そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとする必要があります。

Keep safe : 安全を確保する。

危険と判断したら、まずひとりにしないで寄り添い、他からも適切な援助を求めるようにします。

イ 自殺の危機への対応

子供の様子や保護者の相談から自殺の危機が考えられる場合には、希望点観測をつつしみに必要な対応を先送りすることなく組織的に進めることが大切です。

子供の自殺危機を
認知したら

1 子供本人に寄り添った対応(Tell/Ask/Listen/Keep Safe)

【留意点】○ 子供を一人にしない ○ 急に子供との関係を切らない
○ 一人で抱え込まない ○ 「秘密にしてほしい」と言われても、子供のつらい気持ちを尊重しながら、協力者に相談する。

2 子供の安全を確保する(Keep Safe)

- ① 管理職に報告する
- ② 支援チームを組織する：情報共有と現状把握・対応方針の作成と共通認識の構築
チーム内の役割分担：子供本人・保護者への対応
外部機関（相談・医療・警察）との連携・・・等
- ③ 保護者との情報共有・見守り体制の構築

3 関係機関との連携(Keep Safe)

- ① 警察との連携（安否確認と安全の確保・対応の助言）
- ② 学校医への相談（連携が必要な医療機関に関する情報収集、生徒本人への対応の助言）
- ③ 教育事務所・総合教育センターとの連携（SCやSSWの派遣要請、臨床心理士等への相談）
- ④ SC、SSWの活用（当該生徒への個別対応、対応の助言、
連携すべき外部機関へのつなぎ、家庭への支援）
- ⑤ 相談機関との連携（地域の期間との連携や子供本人への対応に関する助言）
：児童相談所・保健所・精神保健福祉センター・市町村の福祉担当部署

ウ 地域の関係機関との連携

自殺の危険が高い子供を支えていくには、学校、家庭、関係機関等が緊密な連携を取りながら、危険な状態からの脱却に向けて長期的な計画を立てる必要があります。独力で対応するのではなく、それぞれの立場でできることは何かを考えながら、協力関係を打ち立てなければなりません。

実際にどのような機関とどのような連携ができるかを平常時に確認しておくことが必要です。

連携機関	連携内容	機関名	電話番号	担当者
学校医	医療との連携に関する助言			
総合教育センター	精神科医への相談・対応の助言			
教育事務所	SC・SSW派遣依頼			
スクールカウンセラー	危険を抱えた子供への個別対応			
スクールソーシャルワーカー	連携機関に関する助言 他機関との連携に係る調整			
児童相談所	対応に関する助言 子供への直接的な対応の依頼 虐待が疑われる場合の通告、相談			
(市町村)福祉担当課	危機を抱えた子供への対応に関する助言			
精神保健福祉センター	危機を抱えた子供への対応に関する助言			
保健所	保健相談等の対応依頼			
地元の警察署	危険を抱えた生徒の安全確保			
少年サポートセンター	問題を抱えた生徒とその保護者への助言			

学校担当者: _____

5 参考資料

(1) 自殺対策基本法の一部を改正する法律（概要）

自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要		
目的規定の改正(第1条)		
○ 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加		
基本理念の追加(第2条第1項・第5項)		
○ 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない		
○ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない		
国の責務の改正(第3条第3項)	自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)	関係者の連携協力(第8条)
○ 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助	○ 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開 ○ 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開	○ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力
都道府県自殺対策計画等(第13条)		
○ 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める		
都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)		
○ 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付		
基本的施策の拡充		
〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条)		
① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供		
② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備		
〔人材の確保等〕(第16条)		
自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加		
〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)		
① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定		
② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める		
〔医療提供体制の整備〕(第18条)		
自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定		
必要な組織の整備(第25条)	施行期日(附則)	
○ 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備	○ 平成28年4月1日から施行	

(2) 自殺対策基本法の一部を改正する法律（抜粋）

第一条（目的） この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条（基本理念） 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

第八条（関係者の連携協力） 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く、第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第十七条（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等） 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者と連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意義の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。



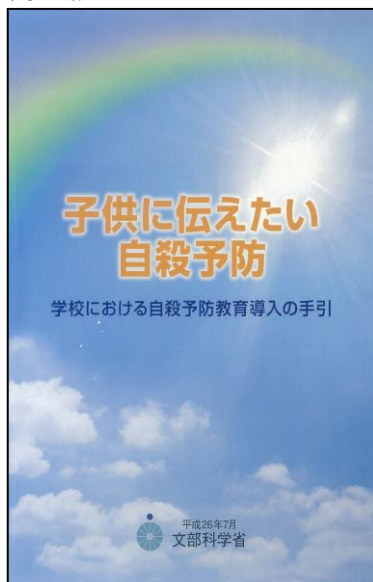
(3) 子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育の手引き

「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」の冊子の送付について
平成26年11月28日 事務連絡 埼玉県教育局県立学部生徒指導課長
関係各市町村教育委員会教育長・各教育事務所長・県立伊奈学園中学校長・各県立高等学校長あて

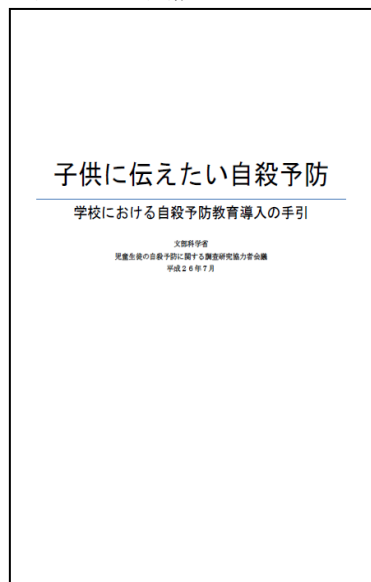
(参考) 「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引き）」
ダウンロード用URL

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm

冊子版



ダウンロード版



(4) 教師が知っておきたい子供の自殺予防・子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き

(参考) 「教師が知っておきたい子供の自殺予防」

ダウンロード用URL

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

(参考) 「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」

ダウンロード用URL

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/_icsFiles/afieldfile/2010/11/16/1292763_02.pdf

「教師が知っておきたい子供の自殺予防」 「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」



(5) 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）【概要】

平成 26 年 7 月 1 日 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議(文部科学省)

参考) 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）【概要】」

ダウンロード用 URL

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）【概要】

総論

- 自殺に至る過程を丁寧に探ることではじめて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となる。学校及び学校の設置者が、たとえ自らに不都合なことがあつたとしても、事実しつかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要
- 【心のケアの重視】調査と心のケアを一体的に行っていく視点を持つ・配慮の必要な子供をリストアップする・調査実施に当たっては心のケアの専門家等の援助が必要
- 【地域との関係機関】精神保健部局や関係する職能団体などに援助を求め、地域で支援体制を整えておくことが必要
- 【遺族との関わり】遺族の協力が背景調査の実施に不可欠。遺族が背景調査に切実な心を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う

基本調査

自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生(認知)後速やかに着手する。全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。

- 1. 調査対象と調査の主体**
 - 調査対象は、自殺又は自殺が疑われる死亡事案
 - 設置者の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校を想定
- 2. 基本調査の実施(発生(認知)したその日から開始)**
 - ① 遺族との関わり・関係機関との協力等 ② 指導記録等の確認
 - ③ 全教職員からの聴き取り(調査開始から3日以内を目途に終了)
 - ④ 亡くなった子供と関係の深い子供への聴き取り(状況に応じて)
(自殺の事実を伝えられていない場合は制約を伴う)
- 3. 情報の整理・報告**
 - 得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理し、学校の設置者に報告
 - いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事案への対応として、地方公共団体の長等へ、発生報告が必要
- 4. 基本調査における遺族との関わり**
 - 学校及び学校の設置者は、基本調査の経過及び整理した情報等について適切に遺族に説明する。この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、「学校では届かずにいた」のような断片的な説明はできないことに留意

詳細調査への移行の判断

設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断する。この際、第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家等の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい

全ての事案について移行することが望ましいが、難しい場合は、少なくとも次の場合に詳細調査に移行する

- A) 学校生活に関係する要素(いじめ、体罰、学業、友人等)が背景に疑われる場合
- イ) 遺族の要望がある場合
- ウ) その他必要な場合

遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、改めて遺族に詳細調査の実施を提案することも考えられる

いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法に基づく対応(組織を設けての調査)が必要

調査組織が平常時から設置されているような場合には、組織立ち上げには相応の時間を要することが多く、アンケート調査や聴き取り調査の実施の時機を逸する可能性もある。そのため、基本調査の報告後、詳細調査の組織の設置までに1週間以上を要するなど時間がかかる場合には、詳細調査移行を判断する際にあわせて、アンケート調査や聴き取り調査を、調査組織による詳細調査に先行して、緊急的に実施するかどうかを判断する

詳細調査に移行するに当たっては、学校及び学校の設置者は、遺族に対して、調査の趣旨等や調査の手法、調査組織の構成(どのような分野の専門家が必要か、公平性・中立性をどのように確保するか等)、調査にはおおよどの程度の時間を要するか、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方等について説明し、これらに対する遺族の要望を、詳細調査の中で、十分に配慮していく必要がある

詳細調査

基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる。より詳細な調査。事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す。

調査の主体は、学校又は学校の設置者が考えられる。公立学校における調査の主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。

自殺に至る過程や心理の検証には高い専門性が求められることから、中立的な立場の外部専門家が参画した調査組織で「詳細調査」を実施すべき。この調査組織の構成は、職能団体からの推薦によるなど、公平性・中立性を確保することが必要。

- (1) 調査組織の設置**
 - 中立的な立場の外部専門家が参画した調査組織とすることが必要であり、この外部専門家の人選について、職能団体等からの推薦によるなど、公平性・中立性の確保が必要。調査組織の構成員について、守秘義務を課すこと、氏名は特別な事情がない限り公表することを想定
 - いじめ防止対策推進法に基づく機関などが設置されている場合、その活用を図ることが有効
- (2) 詳細調査の計画**
- (3) 詳細調査の実施**
 - ① 基本調査の確認 ② 学校以外の関係機関への聴き取り
 - ③ 状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査 ④ 遺族からの聴き取り
- (4) 状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査(子供に対する調査)**

全校児童生徒や同学年の児童生徒などに広く情報提供を求める必要がある場合に、事前に遺族の了解及び子供・保護者の理解・協力を得て、心のケア体制を整え、実施。実施する場合には、調査は可能な限り速やかに開始することが望ましい

 - アンケート調査
 - アンケート調査結果の取扱い方針(どのような情報について提供できるのか)について、調査組織において必ず実施前に、具体的な方針を立て、調査組織の意向を遺族に説明し、理解を求める
 - 特に、アンケート調査結果は、遺族に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査の目的や方法、調査結果の取扱いなどを調査対象となる子供やその保護者に説明する等の措置が必要
 - 聴き取り調査
 - 聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点から、できるだけ複数の対応者で臨むことが望ましい
- (5) 遺族からの聴き取りにおける留意事項と遺書の取扱い**
- (6) 情報の整理**
 - 「直接見聞した情報」「亡くなった前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」などで整理し、事実関係を確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめていく
- (7) 自殺に至る過程や心理の検証(分析評価)と今後の自殺予防の改善策**
 - 子供の自殺を防げなかったことの考察などを踏まえて課題を見出すとともに、子供を直接対象とする自殺予防教育の実施を含め、今後の改善策を可能な範囲でまとめる
- (8) 報告書のとりまとめと遺族等への説明**
- (9) 調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用**

詳細調査に移行しない場合

基本調査の内容、得られた調査情報等を保存し、自殺の実態調査を文部科学省へ提出するとともに、得られた情報の範囲内で検証や再発防止策を検討する必要がある。

いじめが背景に疑われる場合の措置

- 1 重大事案発生時の報告(公立・設置者から地方公共団体の長・私立:都道府県知事)
- 2 調査組織設置
- 3 調査結果の報告(1と同じルート)
- 4 必要な場合の再調査実施と結果を踏まえた必要な措置

平常時の備え

【学校】子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引きと本指針を参考に、事後対応と基本調査ができるように、平常時より備える

【設置者】研修や専門家等の助言を得られる体制の整備(人材バンク)や調査組織の設置など、体制整備
【都道府県教育委員会】研修、人材確保、規模の小さな地域の支援

(6) 相談窓口広報カード (平成28年配布)

① 小学生用(4年生以上に配布)

表

悩みを持っている、または、悩んでいる友達を知っているなら、何でも相談してね!

電話 #7300 または
0120-86-3192
24時間 365日
いつでも
無料です。

メール相談
いじめメール相談フ
ネットパトロール通

ひとりで悩まず
誰かに相談しましょう
たったひとつの命、大切にしよう

裏

ひとりで悩まず
誰かに相談しましょう
たったひとつの命、大切にしよう

彩の国
埼玉県

② 中学生・高校生用

表

いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する相談を受け付けています。

電話 #7300 または
0120-86-3192
24時間 365日
いつでも
無料です。

メール相談
いじめメール相談フ
ネットパトロール通

ひとりで悩まず
誰かに相談しましょう
たったひとつの命、大切にしよう

裏

ひとりで悩まず
誰かに相談しましょう
たったひとつの命、大切にしよう

彩の国
埼玉県

(7) 相談窓口一覧



県立総合教育センター

よい子の電話教育相談（子供用）

Tel: #7300
又は 0120-86-3192
Fax: 0120-81-3192
E-mail: soudan@spec.ed.jp

相談内容 いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する悩み
対 象 小学生・中学生・高校生及び、青少年
受付時間 毎日 24 時間
(原則として 18 歳まで)

※ フリーダイヤルです。携帯電話からも無料でかけられます。ただし、ひかり電話、ダイヤル回線、IP 電話、PHS を利用の場合や「#7300」が繋がらない地域は「0120-86-3192」を利用してください。

よい子の電話教育相談（保護者用）

Tel: 048-556-0874
Fax: 0120-81-3192
E-mail: soudan@spec.ed.jp

相談内容 いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する悩み
対 象 小学生・中学生・高校生及び、青少年の保護者
受付時間 毎日 24 時間
(原則として 18 歳まで)

埼玉県子どもの権利擁護委員会

子どもスマイルネット

Tel: 048-822-7007

相談内容 子供（原則 18 歳未満）に関わるすべての悩み、子育ての悩みやしつけの問題から、いじめや体罰などあらゆる相談
受付時間 毎日 午前 10 時 30 分～午後 6 時
(祝日・年末年始を除く)

社会福祉法人 埼玉いのちの電話

埼玉いのちの電話

(相談電話)
Tel: 048-645-4343

相談内容 子供の自殺防止・いのちの電話
受付時間 毎日 24 時間

埼玉いのちの電話

(こどもライン)
Tel: 048-640-6400

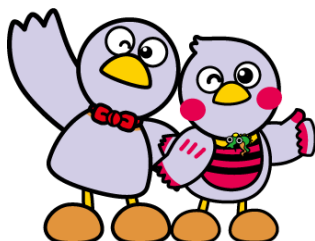
相談内容 子供の自殺防止・いのちの電話
対 象 18 歳以下
受付時間 金曜日・土曜日 午後 3 時～午後 9 時 30 分

NPO法人 さいたまチャイルドライン

さいたまチャイルドライン

Tel: 0120-99-7777

相談内容 どんな悩みでも
対 象 18 歳以下
受付時間 毎日 午後 4 時～午後 9 時 (年末年始を除く)



(8) 自殺予防教育に関わる勉強会委員名簿

(平成26年度)

座長	青木勇藤	教育局 県立学校部 副部長
副座長	安原輝彦	教育局 市町村支援部 副部長
委員	伊藤治也	教育局 県立学校部 保健体育課 主任指導主事
委員	岩澤奈々	教育局 県立学校部 保健体育課 指導主事
委員	山本哲也	教育局 県立学校部 高校教育指導課 指導主事
委員	楠見弘樹	教育局 県立学校部 特別支援教育課 指導主事
委員	持田倫武	教育局 市町村支援部 人権教育課 指導主事
委員	長井正孝	教育局 市町村支援部 義務教育指導課 指導主事
委員	木村孝之	教育局 市町村支援部 義務教育指導課 指導主事
委員	石井哲也	県民生活部 青少年課 副課長
委員	石鍋幹男	保健医療部 疾病対策課 主査
事務局	表久仁	教育局 県立学校部 生徒指導課 課長
事務局	豊田清明	教育局 県立学校部 生徒指導課 主幹 兼 主任指導主事
事務局	小寺均	教育局 県立学校部 生徒指導課 主幹
事務局	小堺正之	教育局 県立学校部 生徒指導課 主任指導主事
事務局	田部井洋	教育局 県立学校部 生徒指導課 指導主事
事務局	四阿久修	教育局 県立学校部 生徒指導課 指導主事

(平成27年度)

座長	高田直芳	教育局 県立学校部 副部長
副座長	松本浩	教育局 市町村支援部 副部長
委員	水落美佳	教育局 県立学校部 保健体育課 指導主事
委員	岩澤奈々	教育局 県立学校部 保健体育課 指導主事
委員	岡安聰	教育局 県立学校部 高校教育指導課 指導主事
委員	楠見弘樹	教育局 県立学校部 特別支援教育課 指導主事
委員	伊藤幸男	教育局 市町村支援部 人権教育課 指導主事
委員	佐藤勝俊	教育局 市町村支援部 義務教育指導課 主任指導主事
委員	渡邊典孝	教育局 市町村支援部 義務教育指導課 指導主事
委員	藤田志保	県民生活部 青少年課 主査
委員	石鍋幹男	保健医療部 疾病対策課 主査
事務局	依田英樹	教育局 県立学校部 生徒指導課 課長
事務局	豊田清明	教育局 県立学校部 生徒指導課 副課長
事務局	上松寿明	教育局 県立学校部 生徒指導課 主幹
事務局	中村和美	教育局 県立学校部 生徒指導課 主任指導主事
事務局	四阿久修	教育局 県立学校部 生徒指導課 指導主事
事務局	横張亜希	教育局 県立学校部 生徒指導課 指導主事

(平成28年度)

座長	渡邊亮	教育局 県立学校部 副部長
副座長	松本浩	教育局 市町村支援部 副部長
委員	岩澤奈々	教育局 県立学校部 保健体育課 指導主事
委員	武田直美	教育局 県立学校部 保健体育課 指導主事
委員	横張亜希	教育局 県立学校部 高校教育指導課 指導主事
委員	阿相道子	教育局 県立学校部 特別支援教育課 指導主事
委員	伊藤幸男	教育局 市町村支援部 人権教育課 主任指導主事
委員	松永哲	教育局 市町村支援部 義務教育指導課 指導主事
委員	磯山貴則	教育局 市町村支援部 義務教育指導課 指導主事
委員	飯田智明	県民生活部 青少年課 主幹
委員	藤田志保	県民生活部 青少年課 主査
委員	石鍋幹男	保健医療部 疾病対策課 主査
事務局	依田英樹	教育局 県立学校部 生徒指導課 課長
事務局	小西康	教育局 県立学校部 生徒指導課 副課長
事務局	小秋葉一	教育局 県立学校部 生徒指導課 主幹 兼 主任指導主事
事務局	石田賢一	教育局 県立学校部 生徒指導課 指導主事
事務局	森田健	教育局 県立学校部 生徒指導課 指導主事

作成

埼玉県教育局 県立学校部 生徒指導課

作成協力・監修

筑波大学大学院人間総合科学研究科 准教授 飯田順子 氏



埼玉県のマスコット
コバトン